

## アスファルト混合所立入調査細則

平成 9年 4月  
平成17年 4月 (改定)  
平成20年 2月 (改定)  
平成21年 2月 (改定)  
平成26年 5月 (改定)

## 目 次

	頁
第1条 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2条 立入調査内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3条 立入調査の省略条件・・・・・・・・	1
第4条 立入調査の重点化・・・・・・・・	2
第5条 立入調査員・・・・・・・・	2
第6条 立入調査実施計画書等・・・・・・・・	2
第7条 品質の確保・・・・・・・・	2
第8条 結果の報告・・・・・・・・	2

(総 則)

第1条 目 的

本調査細則は、アスファルト混合物事前審査要領(以下、「要領」という)第2条2項に基づき、アスファルト混合所の立入調査に関する細部を定めたものである。

(立入調査内容)

第2条 要領第16条1項一号の調査細則に定める調査及び評価とは、次号の調査項目の通りとする。

- 一 留意事項の処置の確認
- 二 骨材ストックヤードの状況確認
- 三 試験室の活用状況の確認
- 四 混合物の目視調査確認
- 五 自主管理実施状況の確認
- 六 代表混合物の抜取り（1種類以上）によるサンプリング及び確認試験用供試体の作製立会
- 七 確認試験用供試体の梱包、封印の立会

2. 前項の調査は、別表の立入調査チェックシートにより調査し、評価するものとする。

(立入調査の省略条件)

第3条 要領第16条1項二号口の調査細則に定める条件とは、次号の通りとする。

- 一 過去直近の2回の立入調査の総合評価が100点であること。
- 二 前年度の立入調査が省略でないこと。
- 三 一号の立入調査以降において要領第9条1項の立会審査及び要領16条1項の立入調査後に「アスファルト混合物事前審査要領細則」（以下、「要領細則」という）第10条1項一号の実施勧告及び二号の改善指導の通知がないこと。
- 四 一号の立入調査以降において要領第10条の申請時の確認試験で要領細則第12条1項の判断基準を満たさない混合物がないこと。
- 五 一号の立入調査以降において要領第16条1項三号の立入調査の確認試験で要領第16条1項六号の品質を確保できない又は規格を外れた認定混合物を製造していないこと。
- 六 一号の立入調査以降において要領第17条の審査や調査の中止、要領第18条の認定の停止、要領19条の認定の取消及びその他優良と認められないことがないこと。

(立入調査の重点化)

第4条 要領第16条1項二号ハの調査細則に定めがあるときは、次号の通りとする。

- 一 アスファルト混合物事前審査要領細則第10条1項一号で定める実施勧告を通知する若しくは通知予定の混合所で立入調査が必要な場合、アスファルト事前審査委員会の審議により臨時の立入調査を実施することができる。

(立入調査員)

第5条 要領第16条1項四号の調査細則に定める立入調査員とは、次号の通りとする。

- 一 立入調査員は、立入調査部会の部会員とする。
- 二 立入調査員は、原則として1混合所当たり2名以上で編成するものとする。
- 三 所属する会社のアスファルト混合所への立入調査を行うことはできないものとする。

(立入調査実施計画書等)

第6条 要領第16条1項五号の調査細則に定める認定混合所等及び立入調査実施計画書とは、次号の通りとする。

- 一 認定混合所等とは、認定混合所及び立入調査の重点事項
- 二 立入調査実施計画書とは、次の通りとする。
  - ① 立入調査実施アスファルト混合所の選定
  - ② 各アスファルト混合所の立入調査実施予定日の選定
  - ③ 各アスファルト混合所の立入調査員の選定
  - ④ 当該年度の重点調査項目の選定
  - ⑤ その他

(品質の確保)

第7条 要領第16条1項六号の調査細則で定める品質の確保とは、土木工事施工管理基準に定められた品質管理基準を満足するものとする。

(結果の報告)

第8条 要領第16条1項八号の調査細則に定める報告とは、立入調査結果を別表の立入調査チェックシート等にまとめたものである。

(付 則)

調査細則は、平成 9年 4月 1日施行  
平成17年 4月 1日改定  
平成20年 2月13日改定  
平成21年 2月25日改定  
平成26年 5月21日改定

別表 立入調査チェックシート

調査項目		評価点	混合所番号		実施日			立入調査員氏名	
			—		平成	年	月 日		
調査項目		評価点	評価			得点	記述欄(必ず具体的な状況を記述すること)		
指摘事項の処置の確認		4	a.改善されているまたは前回指摘事項なし	4					
			b.一部改善されている	2					
			c.改善されていない	0					
貯蔵設備	種類別の貯蔵・異物の混入	5	4	a.正常に貯蔵されている	4				
				b.異物混入の恐れあり	2				
				c.異物の混入がある	0				
	排水状況	1	a.排水設備・勾配良好	1					
			b.排水設備不良	0					
試験室の活用状況		5	a.よく活用されている(ﾊﾞｯｸﾞﾏｰｸ(原標、ｲﾀ等)がある)	5					
			b.活用されている(一部のﾊﾞｯｸﾞﾏｰｸがある)	3					
			c.活用していない(ﾊﾞｯｸﾞﾏｰｸがない)	0					
代確認混験物の確認	混合物温度	8	4	a.目標温度±10℃未満	4				
				b.目標温度±20℃未満	2				
				c.目標温度±20℃以上	0				
	混合物の目視観察	4	a.異常なし	4					
			b.やや異常があるが、問題ない範囲	2					
			c.異常あり	0					
	混合物の性状 (確認試験結果)	アスファルト量	12	4	a.適合	4			
					c.不適合	0			
粒度		4	a.適合	4					
			c.不適合	0					
マッシュル特性値		4	a.適合	4					
			c.不適合	0					
社内作業標準(活用状況)		7	a.内容が具体的に決められ、活用されている	7					
			b.内容に一部不備があるが、活用されている	4					
			c.活用していない	0					
研修・社内打合せの実施・記録状態		3	a.記録が保存されている	3					
			c.記録が保存されていない	0					
設備の日常点検		3	a.点検表があり点検されている	3					
			c.点検がない	0					
品質管理材の	粗骨材の品質管理 (目視・ﾃﾞｰﾀの有無・変動幅の把握)	9	4	a.目視確認・管理データが活用されている	4				
				b.目視確認・管理データがあるが活用されていない	2				
				c.管理データがない	0				
	細骨材の品質管理 (目視・ﾃﾞｰﾀの有無・変動幅の把握)	4	a.目視確認・管理データが活用されている	4					
			b.目視確認・管理データがあるが活用されていない	2					
			c.管理データがない	0					
ファイラー・アスファルト等 添加材の品質管理	1	a.ミルシートがあり、管理に使われている	1						
		c.ミルシートがない	0						
砕石場・砂採取場切羽のチェック		1	a.定期的に量・品質のチェックがなされている	1					
			c.チェックしていない	0					
再生骨材の管理 (旧As含有量・最大密度(試験頻度重要)・ 旧As針入度(圧裂係数)・骨材の微粒分量)		7	a.目視確認・管理データが活用されている	7				*使用していない混合所は「7点」とする **配合比に見合った管理頻度になっているか	
			b.目視確認・管理データがあるが活用されていない	4					
			c.管理データがない	0					
※1 混合物の品質管理	印字管理	18	6	a.印字データで合格判定し、管理図を用いて変動幅も把握し、管理に活用している	6			*印字装置がない場合は「0点」とし、装置がないことを記述する	
				b.印字データの合格判定、および管理図はあるが、変動幅が把握されていない	3				
				c.印字データがない、合格判定を行っていない	0				
	再生骨材量の管理 (全数の自記録)	6	a.印字データで合格判定し、管理図を用いて変動幅も把握し、管理に活用している	6				*印字装置がない場合は「0点」とし、装置がないことを記述する	
			b.印字データの合格判定、および管理図はあるが、変動幅が把握されていない	3					
			c.印字データがない、合格判定を行っていない	0					
	混合物温度の管理	6	a.ミキサー温度計の誤差管理、混合物温度の管理データがあり、管理図で活用されている	6					
			c.誤差管理、混合物温度の管理データがない(管理図になっていない場合も含む)	0					
			a.目視管理・管理データが管理図に活用されている	6					
アスファルト量・粒度の管理 (抽出試験による場合)	6	c.目視管理・管理データがない(管理図になっていない場合も含む)	0						
		a.管理データが管理図に活用されている	6						
		c.管理データがない(管理図になっていない場合も含む)	0						
混合物の密度管理		6	a.管理データが管理図に活用されている	6					
			c.管理データがない(管理図になっていない場合も含む)	0					
総合評価 (合計得点)									

総合評価は以下とする (総合評価は指摘事項と合わせ保管する)

総合評価 認定継続 合計得点が60点以上  
原則認定取消 合計得点が60点未満

※1 1) 「印字管理」は、印字装置による管理状況を確認し記述する。

2) 「確認試験」は、印字管理状況に対して試験による状況を確認し記述する。

3) 印字装置のない混合所では、抽出試験による混合物の品質管理が主となり「印字管理」の調査項目がなくなるので合計82点になる。